

平成22年度

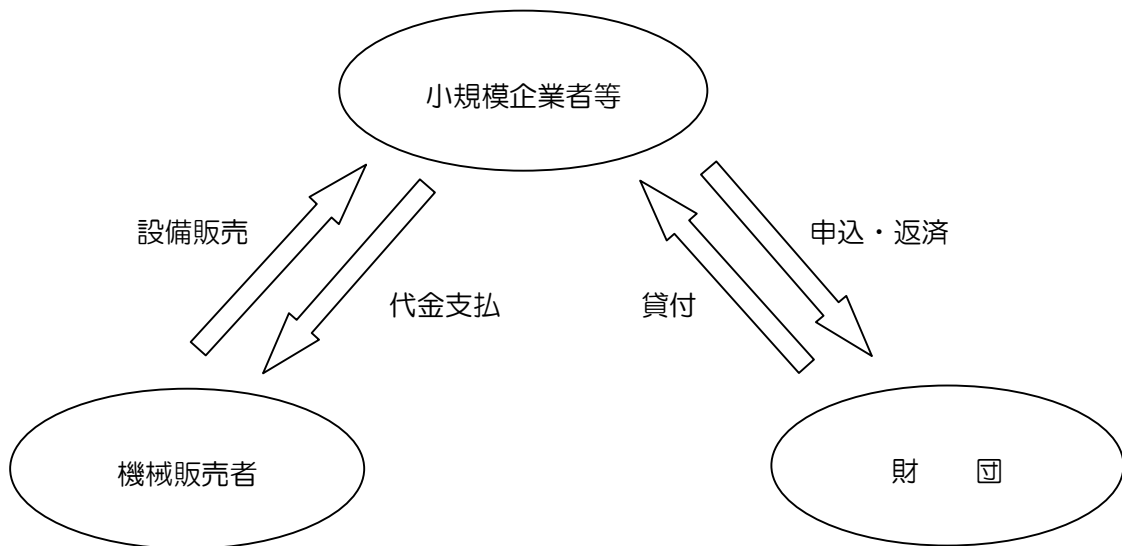
設備資金貸付制度のあらまし

(財) かがわ産業支援財団

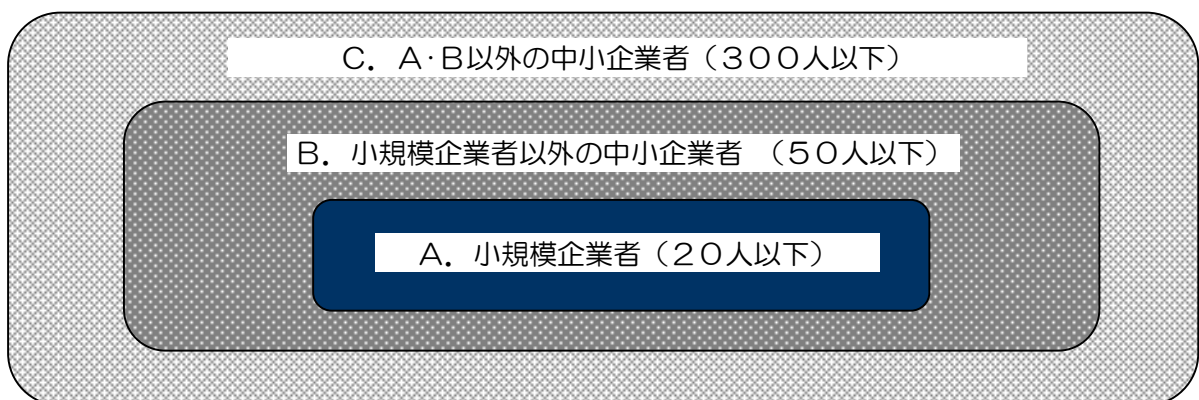
設備資金貸付制度について

小規模企業者等の方の創業や経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進するために資金の貸付を行う制度です。

設備資金貸付制度のしくみ



従業員数でみる対象企業の区分（製造業の場合）



中小企業基本法で定められた中小企業者のうちA又はBの企業を小規模企業者等といい、A又はBのうち、事業を開始した日（会社の設立により創業を行った場合にあっては、その設立の日）以後5年を経過していない企業を創業者といいます。（その他要件あり）

設備資金貸付制度の対象となる企業の範囲

A及びBの企業

設備資金貸付制度の対象とならない企業の範囲

Cの企業

設備資金貸付制度の手続きについて

申込みからの手順

申込書提出



書類審査



現地調査及び
設備導入診断



審査委員会



貸付手続等説明



貸付申請書類提出



設備設置完了検査



貸付決定通知書



公正証書作成
貸付金交付

貸付対象設備の損害保険加入（保険金請求権質入れ）
（不動産担保の提供：該当企業のみ）



支払完了報告書の提出



支払完了検査

設備代金全額支払後と決算確定後に財団が購入設備の
支払に関する検査を行います。



利用状況報告書の提出

貸付期間内の毎事業年度終了後

- ※1 書類審査により貸付条件に合わない場合または、診断、審査委員会の審査の結果によっては貸付をお断りすることがありますのであらかじめご了承ください。
- ※2 貸付の翌年度以降に国（会計検査院）が購入設備（貸付対象設備）の支払に関する検査を行います。
- ※3 提出する書類については、コピーを取り、返済が完了するまで保存しておいてください。
- ※4 貸付期間内は毎決算期終了後、決算書を提出願います。

設備資金貸付制度

対象となる企業

県内に工場又は事業所を有する（まだ事業を開始していない場合はこれらを有することが見込まれる）個人又は法人（組合は除く。）で次の小規模企業者等又は創業者の要件に該当する企業です。

項目		対象企業の要件
区分		
小規模企業者等	A 小規模企業者	<製造業等> 従業員数 20人以下 <卸売・小売・サービス業> 従業員数 5人以下 （業種分類は日本標準産業分類により行います。以下同じ。）
	B 小規模企業者以外の中小企業者	<製造業等> 従業員数 21人以上50人以下 <卸売・小売・サービス業> 従業員数 6人以上50人以下 （その他要件） ① 事業開始日以降3年を経過している企業は直近3ケ年に終了した各事業年度の経常利益の平均が3,500万円以下であること。 ② 申込企業の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価格の総額の3分の1を超える数又は額の株式又は出資を大企業者が単独で所有していないこと。 ③ 銀行及び政府系金融機関（日本政策金融公庫国民生活事業、住宅金融公庫を除く。）からの借入金の残高の合計が3億円以下であること。
創業者		① 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有するもの（②に該当するものを除く。）で上記A又はBの企業の要件を満たすことが見込まれる企業 ② 事業を営んでいない個人であって、2月以内に、新たに会社を設立し、かつ、その新たに設立された会社が事業を開始する具体的な計画を有するもので上記A又はBの企業の要件を満たすことが見込まれる企業。 ③ 新たに事業を開始した個人（その事業を開始した日前に事業を営んでいなかったものに限る）であって、事業を開始した日以後5年を経過しておらず、かつ上記A又はBの要件を満たしている企業。 ④ 新たに設立された会社（その会社の設立の日前に事業を営んでいなかった個人により設立されたものに限る。）であって、その設立の日以後5年を経過しておらず、かつ上記A又はBの要件を満たしている企業。 （注）事業を開始していない方又は開始した日（会社の設立により創業を行った場合は、その設立の日）以後1年を経過していない企業は原則として、商工会、商工会議所又は商工会連合会等の経営指導員による経営指導を6月程度以前から受けている必要があります。

※ 従業員数21人以上50人以下（卸売・小売・サービス業については6人以上50人以下）の企業につきましては、県との協議が必要となる他、貸付枠が少ないため（総予算額の50%以内）、早めに申し込みを締め切る場合があります。

★ ただし次の企業はご利用いただけません。

- ① 県税又は消費税（地方消費税を含む。）を滞納している企業。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗特殊営業に該当する業種その他公序良俗等の観点から対象にすることが適当でないと認められる業種及びその他特別な理由により対象とすることが適当でないと知事が認める業種に属する企業。
- ③ 各種法令に違反している企業（例：無許可で事業を行っている企業。）
- ④ 青色申告を行っていない企業、複式簿記（又は青色簡易簿記）による十分な帳簿記帳を行っていない企業

★ その他 過去の制度利用の状況によっては、利用できない場合があります。

対象となる設備及び貸付額

平成22年度中に県内の工場又は事業所に導入する新品の設備（プログラムを含む。以下同じ）で、次の要件に該当する設備です。

対象企業		貸付対象設備	貸付率	貸付額 (消費税を含む)
小規模企業者等	A 小規模企業者	経営基盤の強化のために新たに導入する必要があると認められる設備であって次の (ア) 又 (イ) のいずれかに該当するもの (ア) その設備を導入することにより付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいいます。以下同じ。）又は従業員1人当たりの付加価値額が5年間で10%、4年間で8%又は3年間で6%以上向上すると見込まれるもの (イ) 別表の公害防止施設	対象設備の導入に要する資金の2分の1以内 (注1) 対象設備の導入に要する費用の中には一部査定するものがあります。査定した場合は査定後の額の2分の1以内になります。	50万円以上 4,000万円以下
	B 小規模企業者以外の中小企業者	経営基盤の強化のために新たに導入する必要があると認められる設備であって次の (ア) 又は (イ) のいずれかに該当するもの (ア) その設備を導入することにより付加価値額又は従業員1人当たりの付加価値額が5年間で15%、4年間で12%又は3年間で9%以上向上すると見込まれるもの (イ) 別表の公害防止施設	(注2) 金融機関からの設備資金借入金と本貸付金を合わせた額が、対象設備代金を超える場合は、査定により減額することがあります。また、貸付後にそれが判明した場合は、返還していただくことがあります。	
創業者	事業を開始していない方又は開始した日(会社の設立により創業を行った場合は、その設立の日)以後1年を経過していない企業	事業を行うのに必要があると認められる設備		25万円以上 4,000万円以下
	上記以外の創業者	事業を行うのに必要があると認められる設備		50万円以上 6,000万円以下

※ 特例

以下の場合、貸付率が3分の2となる他、貸付額の範囲も66万円以上6,000万円以下になります。

- ① 中小企業新事業活動促進法（平成11年法律第18号）に基づき、承認された経営革新計画に従って設備を導入する場合等。
- ② 農商工法（平成20年法律第38号）に基づき、認定農商工等連携事業計画に従って設備の導入をする場合。
- ③ 企業立地法（平成19年法律第40号）に基づき、承認企業立地計画及び承認事業高度化計画に従って設備の導入をする場合。
- ④ 地域商店街活性化法（平成21年法律第80号）に基づき、認定商店街活性化事業計画に従って設備の導入をする場合。

★ 対象にならないもの

- ① 土地及び建物（小売業及びその事業形態が小売業に類するサービス業に属する事業の店舗内装工事及び外装工事を除く。）
- ② 物品賃貸業における賃貸用の物品等、借主の管理下でない状態で使用されるもの
- ③ その他特別の理由により対象とすることが適当でないと知事が認める設備

★ 売買等の時期

- ① 貸付対象設備の売買契約の締結時期は原則として平成22年1月1日以降であること。
- ② 貸付対象設備の導入時期は平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間であること。

★ 貸付対象設備代金の支払

- ① 貸付対象設備代金の支払は、財団からの貸付金相当額を貸付金受領後30日以内（受領前には支払わないでください。）に、残額を平成23年9月30日までに完了してください。
- ② 貸付対象設備代金は、自己振出小切手、自己振出手形、又は口座振込により支払うようにしてください。
（現金、廻し手形又は相殺による支払は金融機関での支払証明がとれませんので絶対にしないでください。）

★ その他

産業廃棄物処理施設等、設備を設置するのにあたって、許可又は届け出を必要とする場合は必ず事前にご相談ください。

過去の制度利用状況によっては、利用額が制限される場合があります。

貸付利率・返済方法

貸付金の利率・返済方法は次のとおりです。

設備の種類	利率	返済期間	返済方法
一般設備	無利子	7年以内 （耐用年数が7年未満の場合又は特別な理由が認められる場合は短縮することがあります。）	約6月間の据置後、原則月賦均等償還 ※ 約束手形発行による返済
別表の公害防止施設	無利子	12年以内 （耐用年数が12年未満の場合又は特別な理由が認められる場合は短縮することがあります。）	

連帯保証人及び担保

★ 連帯保証人

貸付にあたっては債務の保証について確実と認められる方を保証人に立てていただき、その方に借主と連帯して債務を負担していただくこととなります。なお、保証人は以下の条件を満たしている必要があります。

- (ア) 弁済能力を有する方で、原則として2名以上であること。
- (イ) 原則として県内に固定資産をお持ちで、かつ県内にお住まいの方であること。
- (ウ) 少なくとも1名は企業外の方であること。ただし、本条件は担保の提供に代えることができます。
- (エ) 他の保証人と生計を同じにする方でないこと。
- (オ) 法人企業の場合は、代表者を含むこと。
- (カ) 年齢は原則として65歳以下であること。ただし法人企業の代表者は除きます。
- (キ) 原則として、年間所得が300万円以上の方であること。

★ 担保

貸付残高が1,000万円（まだ事業を開始していない場合、または創業者で事業を開始した日（会社の設立により創業を行った場合にあってはその設立の日）以後1年を経過していない場合は500万円、5年を経過していない場合は750万円）を超える場合、その他必要と認める場合は、不動産担保（原則として第1順位の抵当権）を提供していただきます。

損害保険

原則として貸付対象設備の時価相当額の火災共済又は民間損害保険に加入していただき、その保険金請求権に対して財団を第1順位とする質権を設定していただきます。

留意事項(不当な行為を行った企業の利用制限)

次に例示するような不当な行為を行った企業は、その事実が発見された日の属する年度の翌年度から起算して3年度目まで、この制度の利用ができなくなるほか、企業名（販売店が関与していることが判明した場合は、販売店名を含む。）を公表することがあります。

<不当な行為の例>

以下の行為は、故意、過失を問わず不当行為に該当しますので注意してください。

- (1) 低額設置（水増し）
設備価格を水増しして申請を行い、過大な貸付を受けたもの。
- (2) 低額設置（値引隠し）
値引きがあるにもかかわらず、これを申告せずに過大な貸付を受けたもの。（下取りによる売却益も値引きと見みなします。）
- (3) 年度外設置
財団が特に認めた場合を除き、申請年度外の設置について、申請年度内に導入したかのように見せかけて貸付を受けたもの。
- (4) 架空導入
導入していないのに導入したかのように見せかけて貸付を受けたもの。
- (5) 申し込み設備と異なる設備の導入等
申し込みした設備と異なる設備を財団の承認を受けずに導入したもの又は中古品を新品とみせかけて申し込み、貸付を受けたもの。
- (6) リース契約設置
設備を売買契約により取得せず、リース契約としているもの。
- (7) 重複融資
この制度の貸付を受ける以前に、金融機関から対象設備について長期資金の貸付を受けているもの。（ただしこの制度の貸付金額と金融機関からの借入金を合わせた額が、対象設備代金を超えない場合はこれに該当しません。）
- (8) 条件違反（支払条件違反）
設備代金のうちこの制度の貸付金相当額又は残額を決められた支払期限までに販売店に支払いしていないもの。
- (9) 条件違反（対象設備の無断処分等）
貸付金を償還するまでの間に財団の承認を得ずに、対象設備を改造し、目的外に使用し、譲渡し、交換し、売却し、又は賃貸を行っているもの。
- (10) その他条件違反
貸付時の契約条項に違反しているもの。

その他

1. 抵当権設定費用、公正証書作成に要する費用（3万円前後）、火災保険の保険料、約束手形発行費用、金銭消費貸借契約に係る収入印紙は企業様負担になります。
2. 貸付契約の変更
貸付金の支払い後、貸付対象設備の価額等に変動があり、結果的に貸付額が貸付対象設備額（消費税を含む）の2分の1（特例の関係は3分の2）を上回った場合には貸付契約の変更が必要となります。

申込方法

設備資金貸付制度（設備導入診断）申込書（1通）に次の書類（各1通）を添えて、所在地の商工会議所・商工会又は財団に提出してください。なお、ご提出いただいた書類を本貸付制度以外の目的に使用することはありません。

- (1) 設備のカタログ又は図面
 - (2) 見積書（写）
 - (3) 売買契約書又は注文請書（写）
 - (4) 最近3ヶ年の決算書（写）（付属明細書及び法人事業概況報告書を含む。）
 - ・まだ事業を開始していない企業は提出不要
 - ・事業を開始して3年未満の企業は決算終了年度分のみ。
 - (5) 最近3ヶ年の税務申告書（写）（減価償却資産明細表を含む。）
 - ・まだ事業を開始していない企業は提出不要
 - ・事業を開始して3年未満の企業は決算終了年度分のみ。
 - (6) 最近時の試算表
 - ・まだ事業を開始していない企業は提出不要
 - (7) 金融機関からの長期借入金の償還明細書（全ての金融機関）（写）
 - (8) 付加価値計算書
 - ・創業者は提出不要、なお作成方法がわからない場合又は申込までに作成できない場合は財団にご相談ください。
 - (9) 申込者及び連帯保証人の固定資産評価証明書・連帯保証人の所得証明書
 - (10) 県納税証明書（県の行う入札参加資格審査等申請用）
 - (11) 消費税の納税証明書（未納がないことの証明）
 - ・まだ事業を開始していない企業及び事業開始後間もないため納税証明の出せない企業は不要
 - (12) 所得税の源泉徴収義務者である場合には、県内の主たる事務所の所在する市町が発行する特別徴収実施確認書（特別徴収を実施していない場合には、特別徴収開始誓約書）
 - (13) 事業を行う場合に許可証等を必要とする企業にあってはその写
 - (14) 法人の登記簿謄本（個人企業の場合は住民票）
 - (15) 商工会議所・商工会等による経営指導確認書
 - ・創業1年以内の企業のみ提出
 - (16) 不動産担保を提供する場合は、登記簿謄本
- 以下は、これから開業しようとする企業のみ提出してください。
- (17) 商工会議所・商工会等による経営指導確認書
 - (18) 開業計画書（財団様式以外でも可）
 - (19) 事業を開始した日が確認できる書類。
 - ・個人企業で創業した場合のみ提出
- 例：所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に基づき税務署長に提出した「開業等の届出」の写等

審査結果通知後の提出書類

- (1) 貸付申請書 1通
＜添付書類＞各1通
 - ・納品書（写）、請求書（写）、領収書（写）、売買契約書又は注文請書（写）、保証書（写）、設備導入計画書、振込口座確認書
 - (2) 公正証書作成委任状 1通
 - (3) 連帯保証人の印鑑証明書 各1通
 - (4) 申請企業の印鑑証明書 1通
 - (5) 法人の登記簿謄本 1通
 - (6) 収入印紙及び公正証書作成手数料
- *まだ事業を開始していない企業は（4）、（5）は提出不要

Q&A

問 従業員数の中にはパートタイマーは含まれますか？

(答) 週当たりの所定労働時間及び雇用実態により通常の従業員と概ね同等と財団が判断した場合には含まれます。

問 信用金庫、信用組合からの借入金は小規模企業者以外の中小企業者の要件の一つである金融機関からの借入金（3億円以下）に含まれますか？

(答) 含まれません。

問 個人事業者が法人化した場合は、創業者に該当しますか？

(答) 該当しません。

問 現に事業を営んでいる企業が事業転換又は新分野進出を行う場合も創業に該当しますか？

(答) 該当しません。

問 分社化は創業に該当しますか？

(答) 該当しません。

問 創業者が事業を開始した日又は会社を設立した日はどのように特定すればよいのですか？

(答) 個人事業の開始については、所得税法第229条に基づき税務署長に提出した「開業等の届出」に記載された事業を開始した日に、会社の設立については、法人税法第148条により税務署長に届け出た「商業登記」に記載された設立の日になります。

問 非営利法人（公益法人、宗教法人、学校法人等）が営利事業のために導入する設備は貸付の対象になりますか？

(答) この制度は営利を目的として事業を行う会社又は個人のための制度であり対象になりません。

別表

<p>1. 次に掲げる鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第8条の規定により設置する汚水の処理施設並びに水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設</p> <p>(1) 沈でん又は浮上装置（汚水又は廃液を連続的に処理するものに限る。）</p> <p>(2) 油水分離装置（汚水又は廃液中の油脂分を連続的に分離するためのものに限る。）</p> <p>(3) 汚泥処理装置（この欄に掲げる沈でん又は浮上装置、ろ過装置、酸化又は還元装置、凝集沈でん装置又は生物化学的処理装置から発生する処理残さを処理するためのものに限る。）</p> <p>(4) ろ過装置（汚水又は廃液中の固形物を除去するものに限る。）</p> <p>(5) 濃縮装置（汚水又は廃液中の固形物を濃縮するものに限る。）</p> <p>(6) 洗浄又は冷却装置（汚水又は廃液を洗浄又は冷却により処理するものに限る。）</p> <p>(7) 中和装置（汚水又は廃液を中和の方法により処理するものに限る。）</p> <p>(8) 酸化又は還元装置（ばっ気又は薬剤添加等の方法により汚水又は廃液を連続的に処理するものに限る。）</p> <p>(9) 凝集沈でん装置（汚水又は廃液を凝集沈でんにより処理するものであって駆動装置を有するものに限る。）</p> <p>(10) 生物化学的処理装置（散水ろ床法、活性汚泥法又は嫌気性処理法により汚水又は廃液を処理するものに限る。）</p> <p>(11) 輸送装置（汚水又は廃液を公共の被害防止の目的をもって汚水又は廃液処理設備へ輸送するものに限る。）</p> <p>(12) 貯留装置（沈でん、ろ過、中和、酸化又は還元等の前処理として汚水又は廃液を混合し、又は調整するものに限る。）</p> <p>(13) 燃焼処理装置（汚水又は廃液中の燃焼成分を燃焼により処理するものに限る。）</p> <p>(14) 吸着処理装置（汚水又は廃液を吸着法により処理するものに限る。）</p> <p>(15) 測定・分析装置（公害を防止するためのものに限る。）</p>
<p>2. 次に掲げる大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第3項に規定するばい煙処理施設及び同条第6項に規定する一般粉じん発生施設又は同条第7項に規定する特定粉じん発生施設から排出され、又は飛散する粉じんを防止するための施設</p> <p>(1) 集じん又は除じん装置（ばいじんその他の有害物質を重力沈降、慣性分離、遠心力分離、ろ過、洗浄、電気捕集又は音波凝集の方法により処理するものに限る。）</p> <p>(2) 洗浄、中和、吸着又は還元装置（いおう酸化物その他の有害物質を洗浄（吸収を含む。）、中和、吸着又は還元の方法により処理するものに限る。）</p> <p>(3) 粉じん処理装置（散水、被覆又は密閉により粉じん発生を防止するものに限る。）</p> <p>(4) 燃焼改善装置</p> <p>(5) 測定・分析装置（公害を防止するためのものに限る。）</p> <p>(6) 冷却装置</p>
<p>3. 次に掲げる鉱山保安法第8条の規定により設置する騒音を防止するための施設及び騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第2項の特定工場等において発生する騒音を防止するための施設</p> <p>(1) 防音設備（機械装置から発生する騒音を防止するための設備であって、消音器及び遮音覆いに限る。）</p> <p>(2) 遮音塀又は遮音壁</p> <p>(3) 測定装置（公害を防止するためのものに限る。）</p>

4. 次に掲げる振動規制法（昭和51年法律第64号）第2条第2項の特定工場等において発生する振動を防止するための施設

防振設備（機械装置から発生する振動を防止する設備であって、吊基礎、浮基礎又は直接指示基礎（板バネ、コイルバネ、空気バネ又は皿バネをいう。）を使用するものに限る。）

5. 次に掲げる悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条に規定する悪臭原因物の事業場からの排出を防止するための施設

(1) 脱臭設備（悪臭を洗浄、中和、吸収、吸着、イオン交換、酸化、還元、電気捕集、化学的処理又は希釈により処理するものに限る。）

(2) 悪臭密閉施設（悪臭原因物を密閉するものに限る。）

6. 次に掲げるダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第2項に規定する特定施設から排出されるダイオキシン類（同条第1項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）の排出を防止するための施設

(1) 排ガス処理装置（集じん又は除じん装置）（ダイオキシン類を重力沈降、慣性分離、遠心力分離、ろ過、洗浄、電気捕集又は音波凝集の方法により処理するものに限る。）

(2) 排ガス処理装置（洗浄、中和、吸着又は分解装置）（ダイオキシン類を洗浄（吸収を含む）、中和、吸着又は分解の方法により処理するものに限る。）

(3) 燃焼装置（ダイオキシン類を燃焼により処理するためのものに限る。）

(4) 冷却装置（ダイオキシン類を含む排ガスを急冷することによりダイオキシン類の再合成を抑制するためのものに限る。）

(5) 沈でん又は浮上装置（ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を連続的に処理するものに限る）

(6) 油水分離装置（ダイオキシン類を含む汚水又は廃液中の油脂分を連続的に分離するためのものに限る。）

(7) 汚泥処理装置（この欄に掲げる沈でん又は浮上装置、ろ過装置、酸化又は還元装置、凝集沈でん装置又は生物化学的処理装置から発生するダイオキシン類を含む処理残さを処理するためのものに限る。）

(8) ろ過装置（汚水又は廃液中のダイオキシン類を含む固形物を除去するものに限る。）

(9) 濃縮装置（汚水又は廃液中のダイオキシン類を含む固形物を濃縮するものに限る。）

(10) 中和装置（ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を中和の方法により処理するものに限る。）

(11) 酸化又は還元装置（ばっ気又は薬剤添加等の方法によりダイオキシン類を含む汚水又は廃液を連続的に処理するものに限る。）

(12) 凝集沈でん装置（ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を凝集沈でんにより処理するものであって駆動装置を有するものに限る。）

(13) 生物化学的処理装置（散水ろ床法、活性汚泥法又は嫌気性処理法によりダイオキシン類を含む汚水又は廃液を処理するものに限る。）

(14) 輸送装置（ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を公共の被害防止の目的をもって汚水又は廃液処理設備へ輸送するものに限る。）

(15) 貯留装置（沈でん、ろ過、中和、酸化又は還元等の前処理としてダイオキシン類を含む汚水又は廃液を混合し、又は調整するものに限る。）

(16) 吸着処理装置（ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を吸着法により処理するものに限る。）

(17) 逆浸透膜装置（逆浸透膜を利用してダイオキシン類を含む汚水又は廃液中よりダイオキシン類の分離除去処理をするものに限る。）

(18) 紫外線・オゾンによるダイオキシン類分解装置（ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を紫外線・オゾンによる処理で分解するものに限る。）

(19) 測定・分析装置（ダイオキシン類を含む排ガス又は汚水若しくは廃液の測定・分析を行うためのものに限る。）

7. 次に掲げるエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成5年法律第18号）第20条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項に規定する中小企業承認事業計画に従って、同法第2条第4項第1号、第5号又は第6号に規定する特定事業活動を行うために必要な設備

(1) ボイラー効率向上設備（蒸気ドレン回収設備、廃熱ボイラー及び熱交換器に限る。）

(2) 自動燃焼管理設備（省エネルギー型工業炉に限る。）

(3) 廃ガス利用設備

(4) 省エネルギー型燃焼用機器（太陽熱利用冷温熱装置及び蓄熱機に限る。）

(5) 熱併給型動力発生装置

(6) 廃熱利用吸着式冷熱製造機

(7) 水平蒸気加熱管型蒸発缶

(8) 純水製造用蒸留装置

(9) 水循環自動管理装置

(10) 自動力率調整装置

(11) 古紙パルプを製造するために必要な設備（離解装置、除塵装置、脱墨装置、漂白装置、洗浄装置、脱水装置及び叩解装置に限る。）

(12) カレットから不純物を除去するために必要な設備（ホッパー、破碎機、水洗処理機、ふるい装置、磁選機、バキューム、ブロー選別機、非鉄金属類除去機、金属検出機及び陶磁器等除去装置に限る。）

(13) アルミニウムくずを原材料としてアルミニウム二次地金を製造するために必要な設備（選別機、圧縮機、破碎機、焙焼炉、固形化装置、塗料除去装置、溶解炉、不純物元素除去装置、非金属介在物除去装置及びアルミニウムドロス回収機に限る。）

(14) プラスチックの製造に係る設備であって廃プラスチック類を原材料とするために必要なもの（減容機、洗浄機、選別装置、粉碎機、乾燥脱水機及び押出機に限る。）

8. 次に掲げるエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第5項第3号及び第4号に規定する特定設備

(1) 洗浄設備（特定物質、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンを使用しないもの（HFC（ハイドロフルオロカーボン）又はPFC（パーフルオロカーボン）を使用するもの）にあっては、密閉型の設備又は回収装置を有するものに限る。）に限り、乾燥装置又は排水処理装置を同時に設置する場合は、それを含む。

(2) 回収再利用設備

(3) 古紙パルプを成形する方法により古紙を原材料とする容器又は包装材料を製造するために必要な設備（離解装置、除塵装置、脱墨装置、漂白装置、洗浄装置、成形装置、乾燥装置及びプレス機に限る。）

9. 次に掲げる新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）第9条第2項に規定する認定利用計画に従って設置する設備

新エネルギー利用設備（新エネルギー利用等の種類が、太陽光発電、風力発電、太陽熱、温度差エネルギー、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、廃棄物発電、廃棄物熱利用又は廃棄物燃料製造に該当するものに限る。）

ご不明な点等ございましたら、下記までご遠慮なくお尋ねください。

問い合わせ先

(財) かがわ産業支援財団 企業振興部 資金助成・取引振興課

〒761-0301 高松市林町2217番地15 (香川産業頭脳化センター2F)
TEL 087-868-9904 FAX 087-869-3710